

「就労証明書作成コーナー」のメリット

- 「就労証明書」とは、「就労（働いていること）の事実」を証明する書類。企業で働いている方の就労証明書は、企業（の人事担当者）が、作成する。市区町村に対し、認可保育所等の入所を申し込む際に、添付が必要となる。
- 平成30年10月1日に、マイナポータル（ぴったりサービス）において、「就労証明書作成コーナー」を開設。
- 「就労証明書作成コーナー」は、①就労証明書の様式が「かんたん入手」できる、②就労証明書を手書きでなくキーボード入力で「らくらく作成」できる、③役所に赴くことなく「すすっと電子申請」できるというメリットがある。

